

○全L協提出意見概要

改正案については令和5年3月15日に開催された「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（第17回）（以下、液化石油ガス小委員会）」において審議がなされ、改正案が示されたものと考えております。当時の議事録において、フォローアップ等の在り方、やり方につきまして、これから関係団体等と相談していきたいとの発言が経済産業省からありましたが、その後、関係団体等の調整がないままパブリックコメントの手続きが開始されており、液化石油ガス小委員会での経済産業省との回答とは齟齬があると思います。

この点についての見解及び今後のフォローアップ等の進め方を示して頂きたいと思っております。

改正案2.（4）④について以下のとおり修正願いたく意見いたします。

『また、離島・山間部等において地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下のいずれかの事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないが、地域の事情に応じて判断されるものである。

ただし、全ての地域において、以下のいずれかの事例を満たすことで緊急時対応の要件を満たすと一律に判断されるわけではないことに留意する。』

なお、今回の改正案は、更なる規制となり、保安に係る費用が膨らむことによりLPガス消費者への負担分の理解が得難いことから、行政より該当する地域のLPガス消費者に対し、改正にあたっては、『LPガスの使用料の負担増となる場合がある』旨を事前にご周知いただくようお願いいたします。